

第2章 公共事業景観形成指針

及び解説

第2章 公共事業景観形成指針及び解説

公共事業景観形成指針の解説の構成

栃木県公共事業景観形成指針は、公共事業における景観形成の対象となる「事項」と、それに対応した「指針」によって構成しています。

また、本解説書では、各指針ごとに「指針のねらい」と、それに応じた説明図等を掲載し、「指針」を分かりやすく解説しています。

第2章 公共事業景観形成指針及び解説

1 基本的事項 ①地域特性への配慮

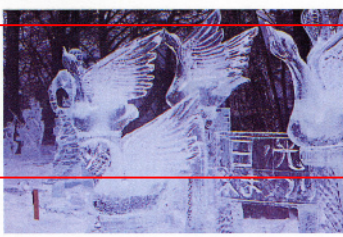
■指針

地域の特性を尊重し、地域ならではの魅力ある景観の形成に努める


■指針のねらい

・景観は人々の営みによって築かれた地域固有のものであり、魅力ある景観の形成を図るために、当該事業地の周辺状況の把握をはじめ、その土地の地形・風土、歴史などといった情報をできる限り収集し、その場にふさわしい景観への配慮として、周辺の景観資源の活用、あるいはそれらをもとにデザインの要素として生かしていくことなどが考えられます。

■景観形成事例



厳しい冬ならではの祭りも、地域の風土を伝える要素である。(日光市)



祭りによって伝えられる平家伝説が、地域固有のアイデンティティである。(黒山村)

事項	公共事業で、景観形成上配慮すべき項目を示しています。
指針	公共事業で、周囲の景観との調和、地域の将来像との調和を図るための基本的な指針です。
指針のねらい	指針の背景となる現状の課題や、指針が目指す景観形成の方向性等を示しています。 必要に応じて説明図やトピックスを交えて分かりやすく解説しています。
景観形成事例	指針に基づく県内をはじめ、全国の良好な事例等を、写真で紹介しています。設計や計画におけるヒントにして下さい。

1 基本的事項

地域特性への配慮

指針

地域の特性を尊重し、その地域ならではの魅力ある景観の形成に努める

指針のねらい

- ・ 景観は人々の営みによって築かれた地域固有のものであり、魅力ある景観の形成を図るために、当該事業地の周辺状況の把握をはじめ、その土地の地形・風土、歴史などといった情報をできる限り収集し、その場にふさわしい景観への配慮として、周辺の景観資源の活用、あるいはそれらをもとにデザインの要素として生かしていくことなどが考えられます。

景観形成事例



厳しい冬ならではの祭りも、地域の風土を伝える要素である。(日光市)



祭りによって伝えられる平家伝説が、地域固有のアイデンティティである。(栗山村)



至るところで見られる美しい紅葉は、気候の寒暖の格差が大きい栃木県の風土を示す風景である。(栗山村)

指針

公共事業の計画に当たっては、自然公園法(昭和32年法律第161号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策及び県又は市町村が定める条例、要綱等に基づく景観形成に関する施策との整合性を確保するように努める

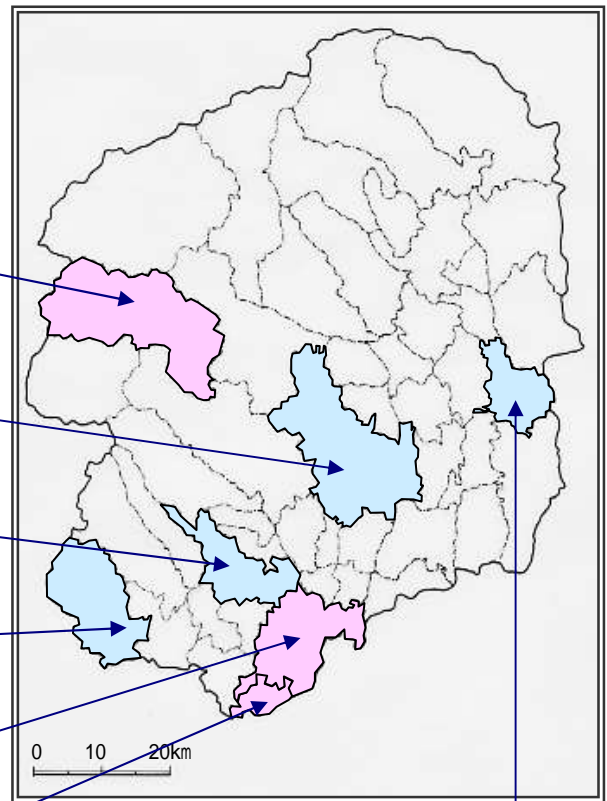
指針のねらい

- ・景観形成は多様な施策と一体的に進める必要があります。法令や市町村の条例、要綱、あるいは計画に基づく景観形成施策などを考慮し、より効果的に景観形成をすすめていく必要があります。
- ・公共事業等の実施にあたっては、景観に関する関係法令の規定に沿うことはもちろん、県及び市町村の総合的な景観施策()との整合に努めることが望まれます。

景観施策の分布(市町)

- 条例：日光市街並景観条例(日光市)
- 要綱：大規模建築物等景観形成届出制度(宇都宮市)
- 要綱：栃木市歴史的町並み景観形成要綱(栃木市)
- 要綱：足利市歴史的まちなみ都市景観整備要綱(足利市)
大日東土地区画整理地内街並み整備要綱(足利市)
- 条例：小山市都市景観条例(小山市)
- 条例：野木町うるおいのあるまちづくり条例(野木町)

県景観条例に基づく景観形成基本方針、市町村が定める都市計画マスタープラン、景観形成ガイドライン、景観形成基本方針などを指す。



要綱：烏山町街づくり要綱(烏山町)

(「平成15年度都市景観施策に関する実態調査」より)

1 基本的事項

視点と視対象との関係性

指針

見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努める

指針のねらい

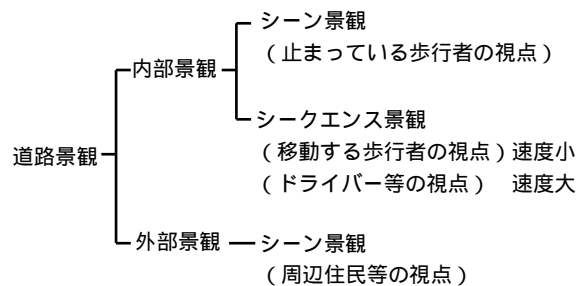
- ・「美しい視対象」の存在があり、それを見る「視点」の存在があって、はじめて良好な景観が認識されます。
- ・公共事業には「視対象」となるものを整備、あるいは保全する機会が多く、その際にも、どこから見られるのか、見られたときにどうあるべきか考えることが、景観的配慮の一つとして重要です。
- ・道路上等の景観にあっては、良好な景観が認識されるような「視点」となり得る場所は、固定される場(シーン景観)と、車窓景観のような移動しながら楽しめる場(シーケンス景観)が考えられ、それぞれの見え方がありますが、見る人の立場にたち、意識的に視点場を設定し、その場の見やすい環境を整えていくことで、多くの人に良好な景観の認識を、積極的に持たせていく工夫が重要です。

道路景観における見え方の分類

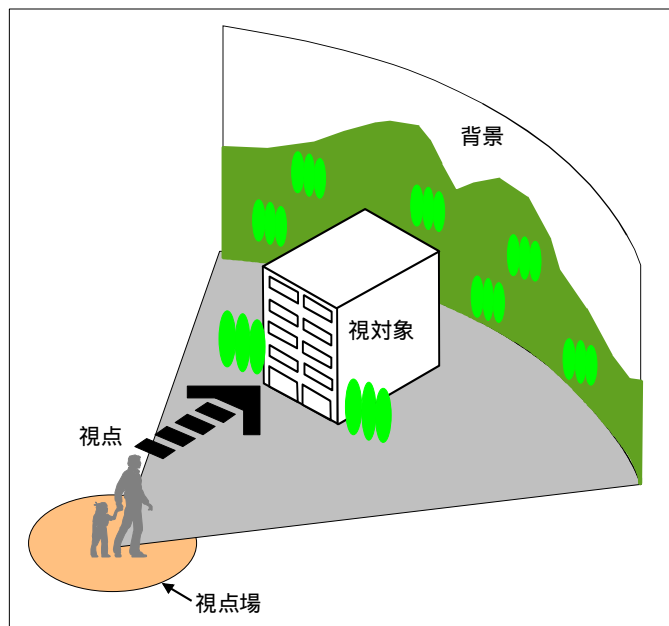
道路景観には、道路内から見る「内部景観」と道路外から道路を見る「外部景観」の、大きく2つに分けられる。

外部景観は、周辺住民などが民家から道路を見るといった主にシーン景観として認識され、内部景観は、道路内の歩行者が立ち止まって風景を見るようなシーン景観と、道路内の歩行者が歩きながら、あるいは、移動する車の車窓からの視点から見る、シーケンス景観のそれぞれの認識がなされると分類される。

シーン景観は、固定された視点により、視対象も比較的明確である。シーケンス景観は、視点移動し、これに伴って、場面が展開する景観を認識するものであることから、視対象は、沿道の街並みや自然などの連続性や風景が切り替わる場面転換などが重要な要素となる。また、移動する視点の速度によっても視対象は違いを見せる。



視点と視対象の関係



指針

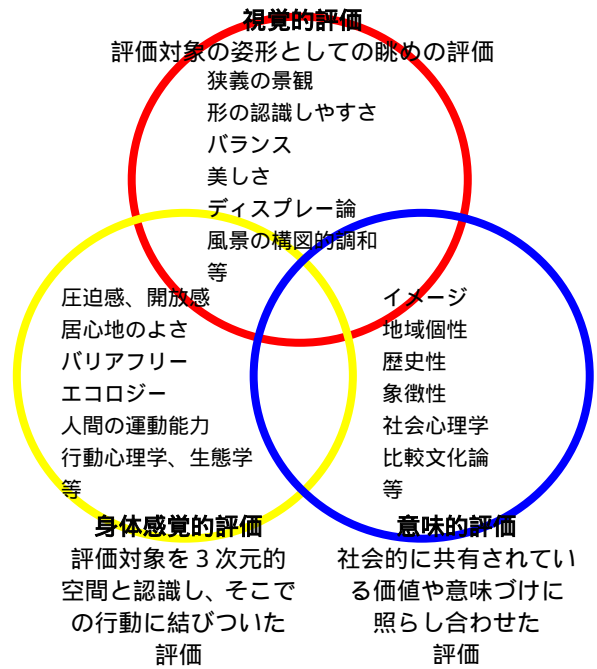
事業のあらゆる検討の場面において、
景観に配慮するように努める

指針のねらい

- ・ 公共事業等の実施にあたっては、機能性、安全性のほか、環境、福祉など、様々な検討が求められますが、こうした検討の際にも、常に景観に対する検証を併せて意識し、両立の難しいケースにあっても、可能な限り、よりよいデザインの工夫に努めることが望まれます。
- ・ 景観に対する検証においては、必要に応じてシミュレーションによる景観予測や地域住民との説明会における合意形成などを経ることが重要です。
- ・ 建築、外構、道路など、事業を別にそれぞれ進める場合は、あらかじめ事業間のデザイン調整をはかり、色彩、素材や意匠・形態等が不調和とならないよう努めることが望まれます。

景観の評価指標

景観の評価には、「視覚的評価」と「身体感覚的評価」「意味的評価」の総合によって判断できるといわれている。



景観の評価手法

	技法	特徴
形態を検討する手法	透視図（パース） 図面ではわかりにくい完成後の状況を想定した図。現場写真やCGを下絵にして細部を描き加える場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物などの完成予想図として一般的に用いられる。 ・ 完成後の状況は、設計が固まった段階で作画されることが多い。 ・ 作成後、視点の変更等の大幅な変更は難しい。 ・ 作画者の主観や表現方法で、図から受ける印象が実際と異なる場合がある。
	模型 建築物の規模だけを検討するものから、完成した状況を示すものまで様々なレベルがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模検討模型では、大まかな視線の設定や位置の検討が容易である。 ・ 見る角度を変えることで、あらゆる視点からの検討が可能だが、アイレベルでのイメージが掴みにくい場合がある。
	CG（コンピューターグラフィックス） 3D-CAD等を使用して、建築物や土木構造物の立体図を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩の変更など、画面上での細部にわたる検討が容易である。 ・ 当初の入力等に時間、コストがかかる。 ・ アニメーション化することで、変化する視点の動きをシミュレーションすることも可能。
景観を検討する手法	フォトモンタージュ 行為地周辺の写真に、新たに造ろうとする施設の絵（CG、透視図、模型写真等）を合成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景が現実の風景写真を用いるため、実際のイメージに近い景観の検討が可能。 ・ 視点を様々に変更することは難しい。 ・ CGを用いたものの場合、色彩の変更などの検討は比較的容易である。